

大阪府に緊急事態宣言が発出されているところですが、期間延長の決定を受け、本市においても、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の現状に鑑み、以下のとおり教育活動を取り扱います。

(1) 授業について

・新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を徹底して、授業を行います。
なお、臨時休業となった学校の児童・生徒に対しては、タブレットを活用して健康観察や課題のやりとりを行います。新型コロナウイルス感染症拡大により不安を感じて登校できない児童・生徒につきましては、当該児童・生徒及び保護者と相談し、タブレットを活用して授業の配信や学習コンテンツの活用、学習プリント等の課題を通じた指導等、学習支援を実施します。

(2) 修学旅行等について

・令和3年6月22日まで中止または延期

※府県間、府内の移動を伴う教育活動については、令和3年6月20日まで中止または延期

(3) 部活動について

・令和3年6月20日まで原則休止（中略）

(4) 授業参観、学級懇談会等について

・令和3年6月20日まで中止または延期

※ただし、個人懇談、三者懇談会等は、マスク着用、換気、ソーシャルディスタンスの確保等、基本的な感染症対策を徹底し、人数や時間の制限や分散での実施など、密にならない工夫を施した上で実施可能とします。

※PTAに対して、大人数のPTA活動についても控えていただくよう要請します。